

会員集会報告

2014年9月29日開催

法律相談事業の運営の適正化に向けて

副会長 富永 忠祐 (46期)

開催の趣旨

近年、当会の法律相談事業で行われる法律相談の件数が減少傾向にあるため、法律相談事業の収入である法律相談料と納付金が減っており、その結果、当会の法律相談事業は巨額の赤字を生じさせる事業となっています。弁護士会の法律相談事業は、弁護士に対してアクセス障害のある市民や中小企業等に対して法的支援をすることのほか、会員に対して事件受任の機会を付与することや、若手会員に実務経験を得させることなどの目的と機能を有していますが、会の財政の健全化の観点からは、そうした巨額の赤字を座視することはできません。そこで、法律相談事業の運営の適正化に向けた改善策を検討するにあたって、会員の皆様からご意見を伺うために、9月29日午後6時から会員集会を開催したところ、113名もの出席者がありました。この問題に対する関心の高さが窺われます。

当日は、彦坂副会長の司会進行により、冒頭に高中会長から開会の挨拶がなされた後、小職から法律相談事業の現状報告を行いました。引き続いて、事前に意見書を提出していただいた東京パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所、渋谷パブリック法律事務所などからのご意見を紹介した後、会場の皆様からご意見をいただきました。

支出面の検討

まず支出面の検討については、いわゆる箱モノは、法律相談事業の収入が減少しても、人件費と賃料等の固定費の支出を余儀なくされることから、直ちに廃止・統廃合を検討すべきであるのご意見、法律相談センターは市民の司法アクセスにとって極めて重要

な役割を担っているもので、たとえ赤字であっても、このまま継続すべきであるのご意見、箱モノではなく事務所待機型の法律相談を実施すべきであるのご意見、相談担当者の日当を減額・廃止すべきであるのご意見とこれに反対するご意見、錦糸町法律相談センターは、現在、使用されていない相談室が多数あるので、より小さなスペースの物件に移転すべきであるのご意見など、様々なご意見を頂戴いたしました。

収入面の検討

次に収入面の検討については、法律相談料の減額・無料化につき他会の状況が報告された後、法律相談料の無料化は、市民にとってみればよりアクセスしやすい態勢となるが、その反面で収入の減少につながるため、慎重に検討すべきであるのご意見、広報の一層の拡充に取り組むべきであるのご意見、インターネット予約を整備すべきであるのご意見、納付金の割合を増加すべきであるのご意見など、様々なご意見をいただきました。

総括

最後に船木副会長から総括がなされ、本日会員の皆様から頂戴したご意見を参考にして、理事者として取り組むべき課題を整理し、実行に移せるところから時機を失することなく的確・適切に着手したいとの結びの言葉が述べられました。

今後は、この会員集会の結果を踏まえて理事者としての考え方をまとめ、引き続き会員の皆様からご意見をいただきながら、法律相談事業の運営の適正化に向けて改革を進めていきたいと考えております。